

令和3年4月25日

YOUTH町田
会員各位
スイムスクール保護者各位

YOUTH町田
支配人 三村 徹

緊急事態宣言に伴う臨時休業のお知らせ

日頃より、当クラブをご利用いただき誠にありがとうございます。
4月23日、政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令および、東京都知事からの休業要請により、下記のとおり臨時休業と致します。

大変急な決定となり、会員の皆さまには、誠にご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の政府の要請等により変更となる場合がございます。
変更等のご案内は、ホームページ、緊急メール、館内掲示にてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

■臨時休業期間 4月27日(火)～5月11日(火)

※GW短期水泳教室含む、全ての営業を中止致します。

※休業期間に相当する会費及びスクール会員に振替対応等の詳細につきましては、改めて当クラブホームページ等でご案内させていただきます。

以上